

# 工事請負契約書

工事名 \_\_\_\_\_  
工事場所 \_\_\_\_\_  
工期 着工 令和 年 月 日  
完成 令和 年 月 日 (工期は変動があります)  
その他 \_\_\_\_\_  
契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円 消費税込  
(内、消費税 \_\_\_\_\_ 円也)

上記の工事について \_\_\_\_\_ 様を甲とし、請負者を乙とし、  
次の条項により請負契約を締結する。

- 第1条 甲と乙は互いに協力し、信義を守り誠実にこの契約を履行するものとする。  
第2条 乙は本契約書並びに見積書、又は設計図によって施工・納品するものとする。  
第3条 甲、乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。  
ただし、甲、乙の承認を得た場合この限りではない。  
第4条 天災、その他甲、乙、いづれにも責を帰することのできない不可抗力によって工事の既済部分、  
機材・材料について損害を生じた場合、甲、乙協議の上その負担額を決めるものとする。  
第5条 乙は必要によって甲に工期の変更を求めることができるものとする。この時、工期の変更日数は  
甲、乙、協議して定めるものとする。  
本工事において見えない部分の(腐食、破損等)状況により施工内容、工事金額、工事期間に変更が  
生じる場合は双方協議のうえ契約内容を変更するものとする。変更内容について双方合意に至らな  
かったときは、当事者は本契約を解除することができるものとし、工事内容(注文済材料・職方等、  
経費も含む。)に応じた精算を行うものとする。  
第6条 工事完成時、乙は甲に対しすみやかに引渡しを行い甲はそれを受領するものとする。  
その際工事に不備のあった場合、補修期間を協議の上決定し行うものとする。  
第7条 乙は契約の目的物の補修は、この責任の工事に限り引渡しの日から保証書記載期間の責任を  
負うものとする。ただし本契約工事を第三者に譲渡された場合、無効とする。  
第8条 乙は適法な支払請求書をもって請求代金の支払を請求し甲はそれを受領後、金融機関の3営業日以内  
に、次のとおり支払うものとする。(支払い不履行の場合、工事を中断することもある。)  
着手金 令和 年 月 日 金額 円  
中間金 令和 年 月 日 金額 円  
完成金 令和 年 月 日 金額 円  
第9条 甲が乙に対し本契約の解除もしくは納品・工事等の中止を文章にて着手(職方・材料等手配)前に  
申し出て、乙が承諾した場合、甲は乙に対して契約金額の10%に相当する額を支払うものとする。  
また、職方・材料等手配後のキャンセルは本契約金額の全部を支払うものとする。  
なお、着工日を經過後、乙が相当期間を定めて催告するも、甲が着工に応じなかったときは、  
甲の都合による契約中止とみなす。  
第10条 この契約書に定めない事項については必要に応じて甲、乙、協議の上定めるものとする。  
第11条 工事中の金品類及び重要物は、甲の責任において保管するものとする。また、既存品の脱着や  
移動など、その後発生するリスク等の可能性を甲、乙充分な協議の上、行うものとする。  
第12条 本契約以降、変更工事(追加、減少)については、都度打ち合わせを行い甲、乙承認のもと  
進行するものとする。  
第13条 令和 年 月 日 NO. \_\_\_\_\_ 当社見積書による契約とする。  
令和 年 月 日 H-1 \_\_\_\_\_ 当社プラン・図面による契約とする。

特記事項:

上記の契約の証しとして本書2通を作製し、甲、乙、記名なつ印の上各自1通を  
保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

乙 住所 広島市南区東雲本町2丁目1-7

氏名 \_\_\_\_\_

株式会社 ハートフルハウス

代表取締役 平澤 拓人